

東日本大震災に伴う国土交通大臣の指定する公共工事の特例について

このたびの東日本大震災によって被害を受けられた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災からの復旧・復興を図るため、「国土交通大臣の指定する公共工事」に特例が設けられ、保証の対象が拡大されました。

【国土交通省告示第158号】

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例

東日本大震災からの復旧若しくは復興に係る施設若しくは設備の整備に関する補助金又はこれに類するものの交付を国又は地方公共団体から受けている法人その他の団体又は個人の発注する工事及び測量であって、2以上の法人その他の団体又は個人が計画的に実施するものその他の公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについての昭和39年建設省告示第1333号（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事）第6号の規定の適用については、同号中「法人（営利法人を除く。）」とあるのは、「法人その他の団体又は個人」とする。

【お問い合わせ先】

●北海道建設業信用保証株式会社

本社業務部 電話：011-221-2092

旭川支店 電話：0166-26-0395

帯広支店 電話：0155-24-5806

東京支店 電話：03-3553-1618

東北支店 電話：022-723-2255

ホームページ：<http://www2.hokkaido-cs.co.jp>